

「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」 策定検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近年増加傾向にある不登校児童生徒に対して、学校の内外を問わず、個々の状況に応じた学びの場を適切に提供するとともに、ひきこもりにならないための、学校卒業後も含めた支援につながる仕組みづくり等を検討し、社会的自立に向けた不登校児童生徒への支援施策について、広く意見を求めるため設置する「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」策定検討会議（以下「検討会議」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 検討会議は、参与及び政策立案メンバー12名程度で組織する。

2 前項の参与及び政策立案メンバーは、京都府教育委員会教育長が委嘱し、その任期は、平成31年3月31日までとする。

(政策立案メンバー)

第3条 政策立案メンバーは、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

(参与)

第4条 参与は、専門分野について必要な意見を述べるとともに、政策立案メンバーから出された意見を全体調整する。

(関係者の出席)

第5条 検討会議には、意見及び説明を受けるため、必要に応じ関係者を出席させることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。